

墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年12月11日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第60号

墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年墨田区条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表中「913,000円」を「911,000円」に、「785,000円」を「783,000円」に、「649,000円」を「647,000円」に、「627,000円」を「625,000円」に、「608,000円」を「606,000円」に改める。

付 則

この条例は、平成25年1月1日から施行する。